

2023年12月19日 全3頁

四半期報告書に代わる半期報告書の開示

金商法改正に関する政令・内閣府令案の公表

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2023年12月8日、四半期報告書の廃止に関する「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に係る政令・内閣府令案等を金融庁が公表した。
- 有価証券報告書の提出義務がある会社は、四半期報告書に代わって半期報告書の提出が求められる。ただし、半期報告書の内容や監査・レビューについては従来の第2四半期の四半期報告書と概ね変わらない。
- 2024年4月1日以後に開始する四半期から四半期報告書が廃止され、2024年4月1日以後に開始する事業年度について半期報告書の提出が求められる（経過措置あり）。

1. 四半期報告書の廃止に伴い半期報告書の提出が求められる

2023年11月20日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が第212回国会で可決され、成立した。これにより、四半期報告書は廃止され、代わりに半期報告書の提出が求められる。また、2023年12月8日には、この改正に係る政令・内閣府令案等が金融庁から公表され、半期報告書に関する規定などの案が示されている。

具体的には、有価証券報告書の提出義務がある会社は、図表1の通り、区分ごとに決められた開示事項を記載した半期報告書を期限内に提出する必要がある（なお、本稿では内国会社における半期報告書について解説する）。

図表1 四半期報告書廃止後に求められる半期報告書の概要（内国会社に対するもの）

企業区分	開示事項	提出期限
① 上場会社等 (下記除く) (注1)	第四号の三様式 (従来の第2四半期の四半期報告書と概ね 同じ内容)	半期(6カ月)経過後、 45日以内
② 銀行、 保険会社、 信用金庫連合会 (注2)	第四号の三様式 (従来の特定事業会社(左記企業)に対する 第2四半期の四半期報告書と概ね同じ内 容)	半期(6カ月)経過後、 60日以内
③ 上場会社等以外 の会社 (非上場会社)	第五号様式(注3) (従来の半期報告書と概ね同じ内容)	半期(6カ月)経過後、 3カ月以内

(注1) 四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲に関する規定(金商法施行令第4条の2の10第1項)について、半期報告書を提出しなければならない会社の範囲に関する規定に改められる。

(注2) 銀行法上の銀行業(銀行(外国銀行を除く)が行うものに限る)、銀行持株会社が行う事業、保険業法上の保険業(保険会社が行うものに限る)、少額短期保険業(少額短期保険業者が行うものに限る)、保険持株会社、少額短期保険持株会社(持株会社については、子会社である保険会社、少額短期保険業者の株式の価額の合計額が持株会社の総資産の50%超となるものに限る)が行う事業、信用金庫法に定める事業を行う者。

(注3) 一定の場合、第五号の二様式(提出する場合と内容は概ね従来と変わらない)。

(注4) ①、②の開示事項を記載した半期報告書を提出する上で、第一種中間連結財務諸表を記載したときは、第一種中間財務諸表については記載を要しない。

(注5) ③の非上場会社のうち、②の事業を行うものは②に求められる事項を記載した半期報告書を②の提出期限内に、②の事業を行わないものは①に求められる開示事項を記載した半期報告書を①の提出期限内に提出することによって、③に求められる半期報告書に代えることができる。

(出所) 金融商品取引法等の一部を改正する法律(2023年11月20日成立)、関連政令・内閣府令案より大和総研作成

内容等に大きな変化はなく、四半期報告書に関する記述が半期報告書に変わっていることが主な変更点である。法令諸規則においても四半期報告書に関する記述が削除されており、また、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」は廃止され、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」にまとめられている。

図表1における①の半期報告書に含まれる中間(連結)財務諸表を第一種中間(連結)財務諸

表、②、③の半期報告書に含まれる中間（連結）財務諸表を第二種中間（連結）財務諸表という。第一種中間（連結）財務諸表は従来の四半期（連結）財務諸表、第二種中間（連結）財務諸表は従来の中間（連結）財務諸表を踏襲したものであり、内容は概ね変わらない。

また、第一種中間（連結）財務諸表に対しては公認会計士または監査法人の期中レビューが求められ、第二種中間（連結）財務諸表に対しては中間監査が求められる。なお、期中レビューは基本的には従来の四半期レビューを読み替えたものである。

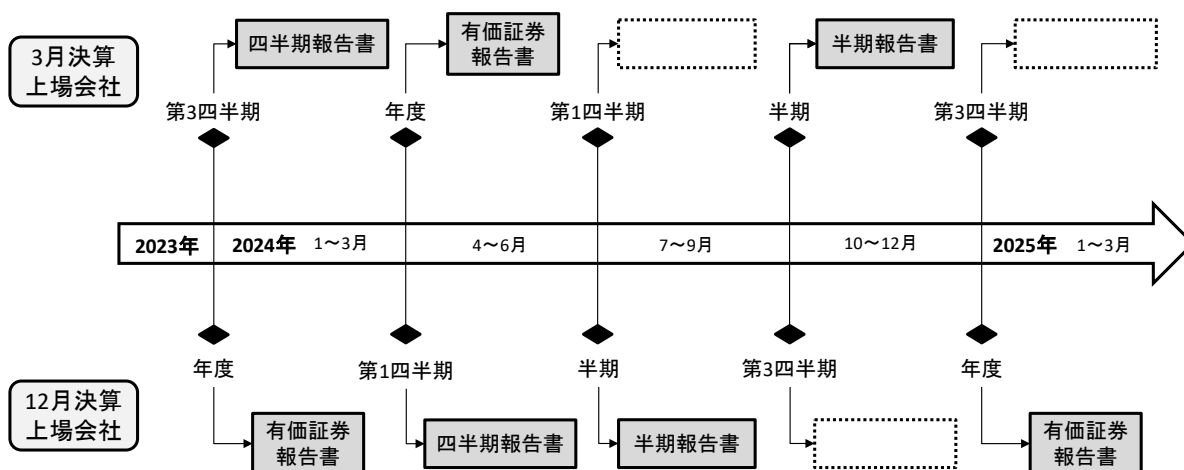
さらに、企業会計基準委員会（ASBJ）が2023年12月15日に、企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等を公表している。多くは企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」等の内容を引き継ぐような提案が行われている。

このように、企業においては四半期報告書から半期報告書に変わるからといって、対応に大きな変化があるわけではなく、基本的には従来の第2四半期の四半期報告書と同じような対応が求められる。

2. 四半期報告書の廃止と半期報告書の提出はいつから？

適用スケジュールについて、2024年3月31日以前に開始した四半期までについては四半期報告書の提出が求められ、2024年4月1日以後に開始する四半期については四半期報告書が廃止される。半期報告書に関しては、2024年4月1日以後に開始する事業年度について半期報告書の提出に関する規定が適用される。ただし、事業年度の最初の四半期に係る四半期報告書（2024年4月1日以後に提出期間が開始するものに限る）を提出する場合は、その事業年度から半期報告書の提出が求められる（図表2の12月決算上場会社を参照）。

図表2 四半期報告書、半期報告書の提出義務の有無（3月決算、12月決算の場合）



（出所）「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（2023年11月20日成立）より大和総研作成